

中間市監査公表第9号
令和5年5月22日

中間市監査委員 武藤 淳
中間市監査委員 安田 明美

地方自治法第199条第1項及び第4項、中間市監査基準の規定に基づき、定期監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告する。

記

1 監査の対象

今回の監査は、中間中学校及び中間南中学校における平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の学校の教育財産の管理と事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、関係帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

中間中学校 令和5年4月28日（金）【現地監査のみ実施】
中間南中学校 令和5年5月16日（火）【現地監査のみ実施】

4 監査の結果

監査の結果、教育財産の管理については、概ね適正に行われていることを確認した。